

資料 1 - 1

宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成 21 年 11 月 6 日
一部改正 平成 21 年 12 月 11 日
一部改正 平成 24 年 12 月 20 日
一部改正 平成 26 年 1 月 24 日
一部改正 平成 年 月 日

（目的）

第 1 条

宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、宇都宮交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

- 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する

必要な協力の要請

- (3) ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条

協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 栃木運輸支局長

(1) (2) 関係地方公共団体の長

- ① 栃木県知事又はその指名する者
- ② 宇都宮市長又はその指名する者
- ③ 鹿沼市長又はその指名する者
- ④ 下野市長又はその指名する者
- ⑤ 上三川町長又はその指名する者
- ⑥ 壬生町長又はその指名する者

(2) (3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人 栃木県タクシー協会長
- ② 関東交通株式会社 代表取締役社長
- ③ 有限会社陽西タクシー 代表取締役社長
- ④ 石橋タクシー株式会社 代表取締役社長
- ⑤ 平和タクシー有限会社 代表取締役社長
- ⑥ 栃木県個人タクシー協会長

(3) (4) 労働組合等

- ① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者

(4) (5) 地域住民

- ① 宇都宮商工会議所事務局長
- ② 鹿沼商工会議所事務局長

(5) (6) 学識経験者

(6) (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 栃木県警察本部交通部交通規制課長
- ② 栃木県警察本部交通部交通指導課長

- ② 栃木労働局労働基準部監督課長
 - ③ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長
- 2 協議会は前項の (1) ~ (4) -(5) の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の (5) ~ (6) -(6) ~ (7) の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
- ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議の協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

- 第5条 協議会に会長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長を置く。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 10 協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（1）会長の選出を議決する場合

第4条第1項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

（2）設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 柏木運輸支局長が合意していること。
- ① ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意するしていること。
- ② ③ 設置要綱の変更について合意するしているタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③④ 設置要綱の変更について合意するしているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意するしていること。
- ⑤⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意するしていること。
- ⑥⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意するしていること。

(3) **準特定**地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。

- ① (2) ①及び③から⑤から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② **準特定**地域計画に合意するしたタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意するしていること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意するしていること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち**準特定**地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意するしていること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。~~(1)の議決方法をもって決することとする。~~

- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、**準特定**地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対し

て協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の~~45~~20日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めるものとする。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

資料 1 - 2

塩那交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月 6日
一部改正平成22年 1月27日
一部改正平成24年12月20日
一部改正 平成26年1月24日
一部改正 平成 年 月 日

（目的）

第1条

塩那交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、塩那交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係

る連絡調整

- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条

協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月
26日までとする。

(注) (1)～(4)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)～(6)
～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 栃木運輸支局長

(1)～(2) 関係地方公共団体の長

- ① 栃木県知事又はその指名する者
- ② 那須塩原市長又はその指名する者
- ③ 矢板市長又はその指名する者
- ④ 大田原市長又はその指名する者
- ⑤ さくら市長又はその指名する者
- ⑥ 那須烏山市長又はその指名する者
- ⑦ 那須町長又はその指名する者
- ⑧ 塩谷町長又はその指名する者
- ⑨ 那珂川町長又はその指名する者
- ⑩ 高根沢町長又はその指名する者

(2)～(3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人栃木県タクシー協会会長
- ② 株式会社烏山観光タクシー 代表取締役社長
- ③ 黒磯観光タクシー 株式会社 代表取締役社長
- ④ 塩原自動車株式会社 常務取締役
- ⑤ 有限会社誠タクシー 専務取締役

(3)～(4) 労働組合等

- ① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者

(4)～(5) 地域住民

- ① 矢板市商工会を代表する者

(5)～(6) 学識経験者

(6)～(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 栃木県警察本部交通部交通規制課長

栃木県警察本部交通部交通指導課長

- ② 栃木労働局労働基準部監督課長
- ③ 黒磯観光協会会長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

2 協議会は前項の(1)～(4)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(6)～(6)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議の協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長を置く。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

- ① 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 柏木運輸支局長が合意していること。
- ① ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意するしていること。
- ② ③ 設置要綱の変更について合意するしているタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③④ 設置要綱の変更について合意するしているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意するしていること。
- ⑤⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意するしていること。
- ⑥⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意するしていること。
- (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なう。
- ① (2) ①及び③から⑤から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するしたタクシー事業者がの準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意するしていること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意するしていること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意するしていること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。~~(1)の議決方法をもって決することとする。~~
- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

資料 1 - 3

県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月 6日
一部改正平成22年 1月19日
一部改正平成24年12月20日
一部改正平成26年 1月24日
一部改正平成 年 月 日

（目的）

第1条

県南交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、県南交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を經營する者をいう。
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

- ② **準特定**地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める**準特定**地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) **準特定**地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条

協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月～26年3月までとする。

(注) (1)～(4)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 栃木運輸支局長

- (1)～(2) 関係地方公共団体の長
- ① 栃木県知事又はその指名する者
 - ② 小山市長又はその指名する者
 - ③ 栃木市長又はその指名する者
 - ④ 佐野市長又はその指名する者
 - ⑤ 足利市長又はその指名する者
 - ⑥ 岩舟町長又はその指名する者
 - ⑦ 野木町長又はその指名する者

(2)～(3) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人栃木県タクシー協会長
- ② 佐野合同自動車株式会社 代表取締役社長
- ③ 栃木交通有限会社 代表取締役社長
- ④ 足利タクシー株式会社 代表取締役社長
- ⑤ 小山合同タクシー株式会社 代表取締役社長

(3)～(4) 労働組合等

- ① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者

(4)～(5) 地域住民

- ① 栃木商工会議所を代表する者
- ② 佐野商工会議所を代表する者

(5)～(6) 学識経験者

(6) - (7) その他協議会が必要と認める者

- ① 栃木県警察本部交通部交通規制課長
　　栃木県警察本部交通部交通指導課長
- ② 栃木労働局労働基準部監督課長
- ③ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室企画グループ副課長

2 協議会は前項の (1) ~ (4) - (5) の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の (5) ~ (6) - (6) ~ (7) の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議の協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長を置く。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
　　また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協

議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 栃木運輸支局長が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことを行なうこと。

① (2)①及び③から⑤から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。（1）の議決方法をもって決することとする。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその

区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については、各自 1 個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、**準特定**地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の**45**日前までにその旨を公表するものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めるものとする。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
 - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 1 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

改正法附則第2条

この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧特定地域特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定されている地域（以下「旧特定地域」という。）については、旧特定地域特措法（これに基づく命令を含む。）の規定は、同項の規定により定められた期間が満了するまでの間（旧特定地域が、第1条の規定による改正後の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「新特定地域等特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定されたときは、新特定地域等特措法第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による指定が行われるまでの間。次項において同じ。）、なおその効力を有する。

2 旧特定地域については、この法律の施行の際現に旧特定地域特措法第4条第1項の規定により定められている基本方針は、旧特定地域特措法第3条第1項の規定により定められた期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

改正法附則第3条

旧特定地域について、新特定地域等特措法第3条第1項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であって、新特定地域等特措法第8条第3項の基準に適合するものは、同条第1項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。

改正法附則第4条

旧特定地域について新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第9条第1項の規定により作成されている地域計画（前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。以下「旧地域計画」という。）であって、新特定地域等特措法第4条第1項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第9条第1項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）とみなす。

新法第3条（特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。）であると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるとときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

- (1) 事業用自動車1台当たりの収入の状況
- (2) 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- (3) 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 3 国土交通大臣は、特定地域について第1項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 第1項の規定による指定、第2項の規定による期限の延長及び前項の規定による指定の解除は、告示によって行う。
- 5 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行うよう要請することができる。
- 6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行うよう要請することができる。

新法第3条の2（準特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがあると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第1項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

新法第8条（協議会）

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第1項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第9条第1項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会は、第1項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

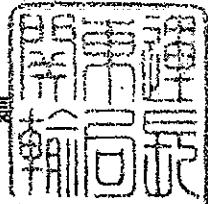


資料 3

関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

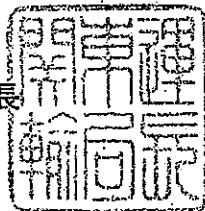
記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

宇都宮、県南、及び塩那交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	810 円	245 m 90 円	1 分 30 秒	90 円	
B 運 賃	800 円	248 m 90 円	1 分 30 秒	90 円	
C 運 賃	790 円	251 m 90 円	1 分 30 秒	90 円	
D 運 賃	780 円	254 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
E 運 賃	770 円	258 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
F 運 賃	760 円	261 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
G 運 賃	750 円	265 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
H 運 賃	740 円	268 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
下限運賃	730 円	272 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運 賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運 賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運 賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運 賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運 賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運 賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運 賃	3,920 円	30 分 3,920 円
下限運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
	3,810 円	30 分 3,810 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
B 運 賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
C 運 賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
D 運 賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
E 運 賃	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
F 運 賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
G 運 賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
下限運賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運 賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運 賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運 賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運 賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運 賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運 賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運 賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
B 運 賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
C 運 賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
D 運 賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
E 運 賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
F 運 賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
下限運賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運 賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運 賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運 賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運 賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運 賃	2,790 円	30 分 2,790 円
G 運 賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,700 円	30 分 2,700 円

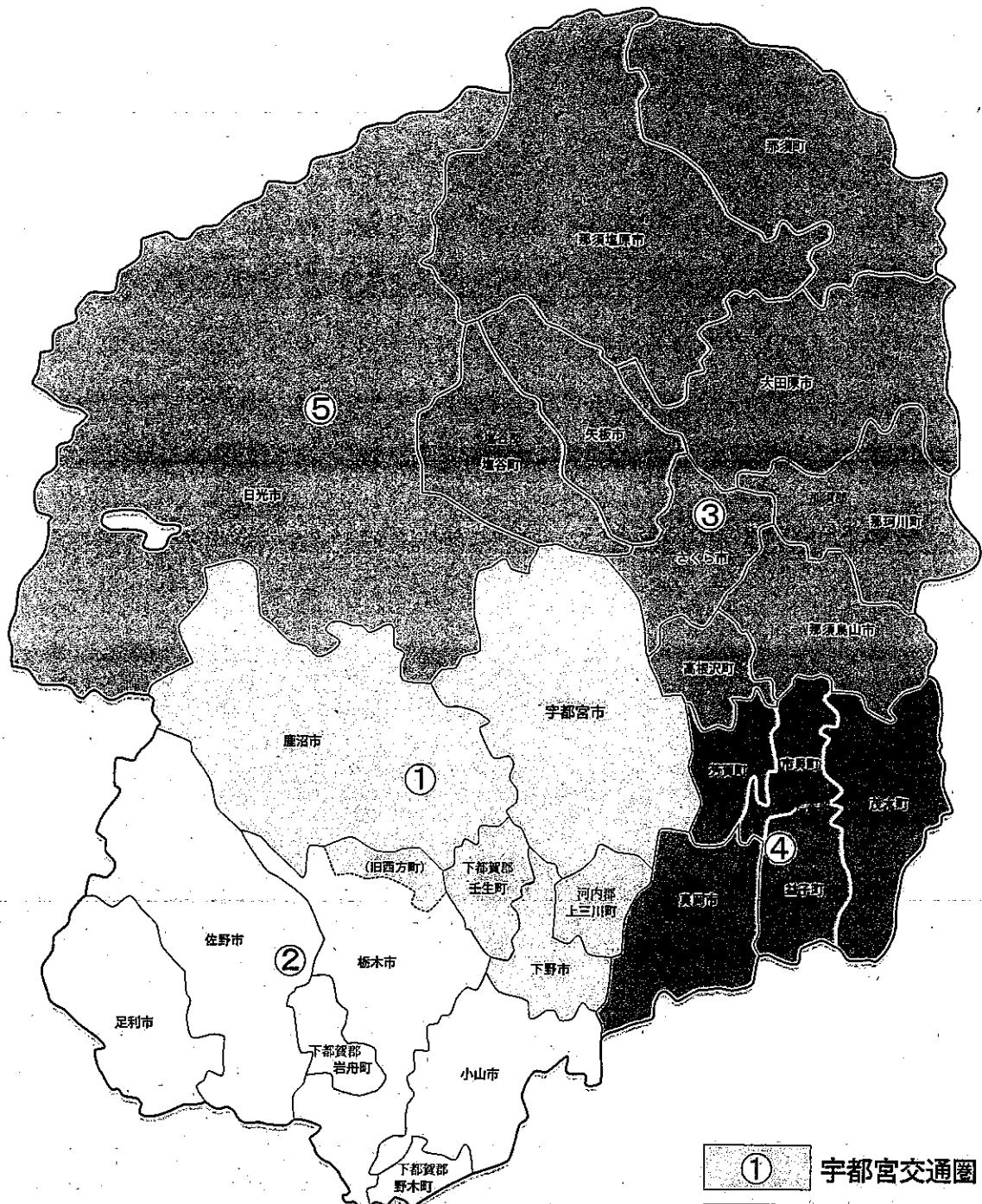
2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

栃木県

1:550,000

0 1 2 3cm
0 10 20km



栃木県地区通算

① 宇都宮交通圏

② 県南交通圏

③ 塩那交通圏

④ 芳賀・真岡交通圏

⑤ 日光交通圏

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について

一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について、下記のとおり定めたので公示する。

平成21年10月7日

関東運輸局長 神谷 俊広

記

1. 運賃適用地域

特別区・武三地区	(特別区・武三交通圏)
多摩地区	(北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏)
島しょ地区	(島しょ区域)
京浜地区	(京浜交通圏)
相模・鎌倉地区	(県央交通圏、湘南交通圏)
小田原地区	(小田原交通圏)
埼玉県A地区	(県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏)
埼玉県B地区	(県北交通圏、秩父交通圏)
千葉県A地区	(京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏)
千葉県B地区	(東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、東海交通圏、南房交通圏)
群馬県A地区	(東毛交通圏、中・西毛交通圏)
群馬県B地区	(沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏)
栃木県地区	(栃木県全域)
茨城県地区	(茨城県全域)
山梨県A地区	(甲府交通圏、東八・東山交通圏、峠西交通圏、峠北交通圏)
山梨県B地区	(峠南交通圏、東部・富士北麓交通圏)

2. 自動認可運賃表

別紙のとおり

附則

本公示は、平成21年10月7日から適用する。

栃木県地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
B 運 賃	780 円	256 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
C 運 賃	770 円	260 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
D 運 賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒	90 円	
E 運 賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
F 運 賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
G 運 賃	730 円	279 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
H 運 賃	720 円	284 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
下限運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	4,170 円	30 分 4,170 円
B 運 賃	4,030 円	30 分 4,030 円
C 運 賃	3,890 円	30 分 3,890 円
D 運 賃	3,750 円	30 分 3,750 円
E 運 賃	3,610 円	30 分 3,610 円
F 運 賃	3,470 円	30 分 3,470 円
G 運 賃	3,330 円	30 分 3,330 円
H 運 賃	3,190 円	30 分 3,190 円
I 運 賃	3,050 円	30 分 3,050 円
下限運賃	2,910 円	30 分 2,910 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
B 運 賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
C 運 賃	730 円	279 m 90 円	1 分 40 秒	90 円	
D 運 賃	720 円	284 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
E 運 賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
F 運 賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
G 運 賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
下限運賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,750 円	30 分 3,750 円
B 運 賃	3,610 円	30 分 3,610 円
C 運 賃	3,470 円	30 分 3,470 円
D 運 賃	3,330 円	30 分 3,330 円
E 運 賃	3,190 円	30 分 3,190 円
F 運 賃	3,050 円	30 分 3,050 円
G 運 賃	2,910 円	30 分 2,910 円
H 運 賃	2,870 円	30 分 2,870 円
下限運賃	2,830 円	30 分 2,830 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			
A(上限運賃)	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
B 運 賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒	90 円	
C 運 賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
D 運 賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
E 運 賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒	90 円	
F 運 賃	660 円	311 m 90 円	1 分 55 秒	90 円	
下限運賃	650 円	316 m 90 円	1 分 55 秒	90 円	

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	2,910 円	30 分 2,910 円
B 運 賃	2,870 円	30 分 2,870 円
C 運 賃	2,830 円	30 分 2,830 円
D 運 賃	2,790 円	30 分 2,790 円
E 運 賃	2,750 円	30 分 2,750 円
F 運 賃	2,710 円	30 分 2,710 円
G 運 賃	2,670 円	30 分 2,670 円
下限運賃	2,630 円	30 分 2,630 円

タクシー事業の適正化及び活性化に係る 今までの取組みについて

特定事業計画認定申請状況、認定状況

平成25年12月31日現在

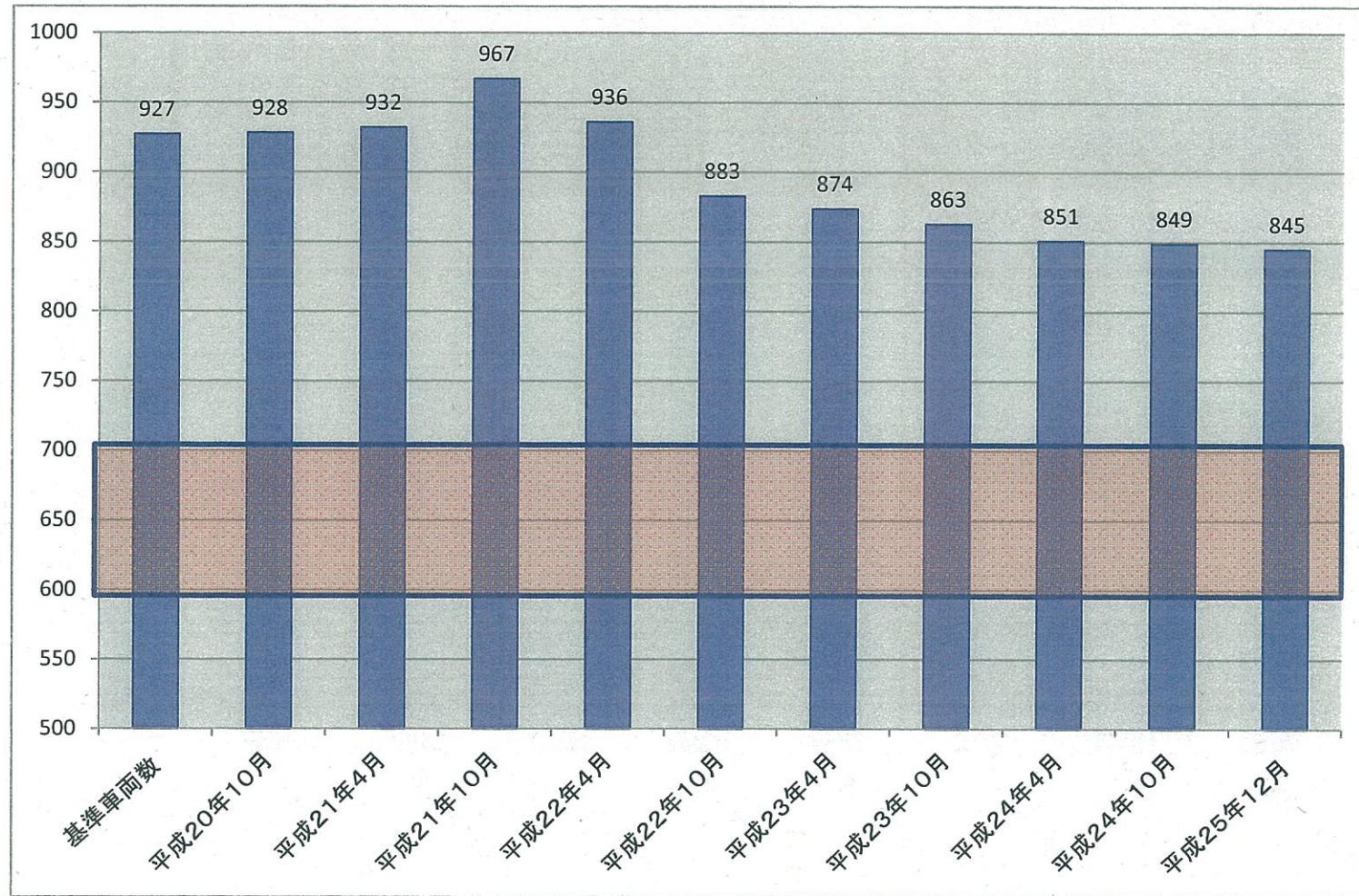
営業区域	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー								
		事業者数	申請			認定			認定事業者	認定事業者			事業者数	申請者数	認定事業者数				
			申請者数	うち事業再構築を定めた者		事業者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数	うち事業再構築を定めた者								
				申請者数	減車数		事業者数	減車数			事業者数	減車数							
宇都宮交通圏	H22.2.24	34	34	18	33	30	34	18	33	30	61	61	61						
県南交通圏	H22.3.24	34	34	20	34	2	34	20	34	2									
塩那交通圏	H22.3.29	22	22	8	10	2	22	8	10	2									

営業区域	基準車両数①	現在車両数②	減車数 1-(②)/①)	申請された減・休車が 全て実施された場合 の車両数③	減車率 1-(③)/①)	適正と考えら れる車両数	基準車両数と適正と考 えられる車両数との乖離
宇都宮交通圏	927	845	8.8%	848	8.5%	600～700	約24～35%
県南交通圏	615	520	15.4%	526	14.5%	450～500	約19～27%
塩那交通圏	288	254	11.8%	254	11.8%	200～250	約13～31%

事業再構築(減・休車)認定後の実施状況

●宇都宮交通圏

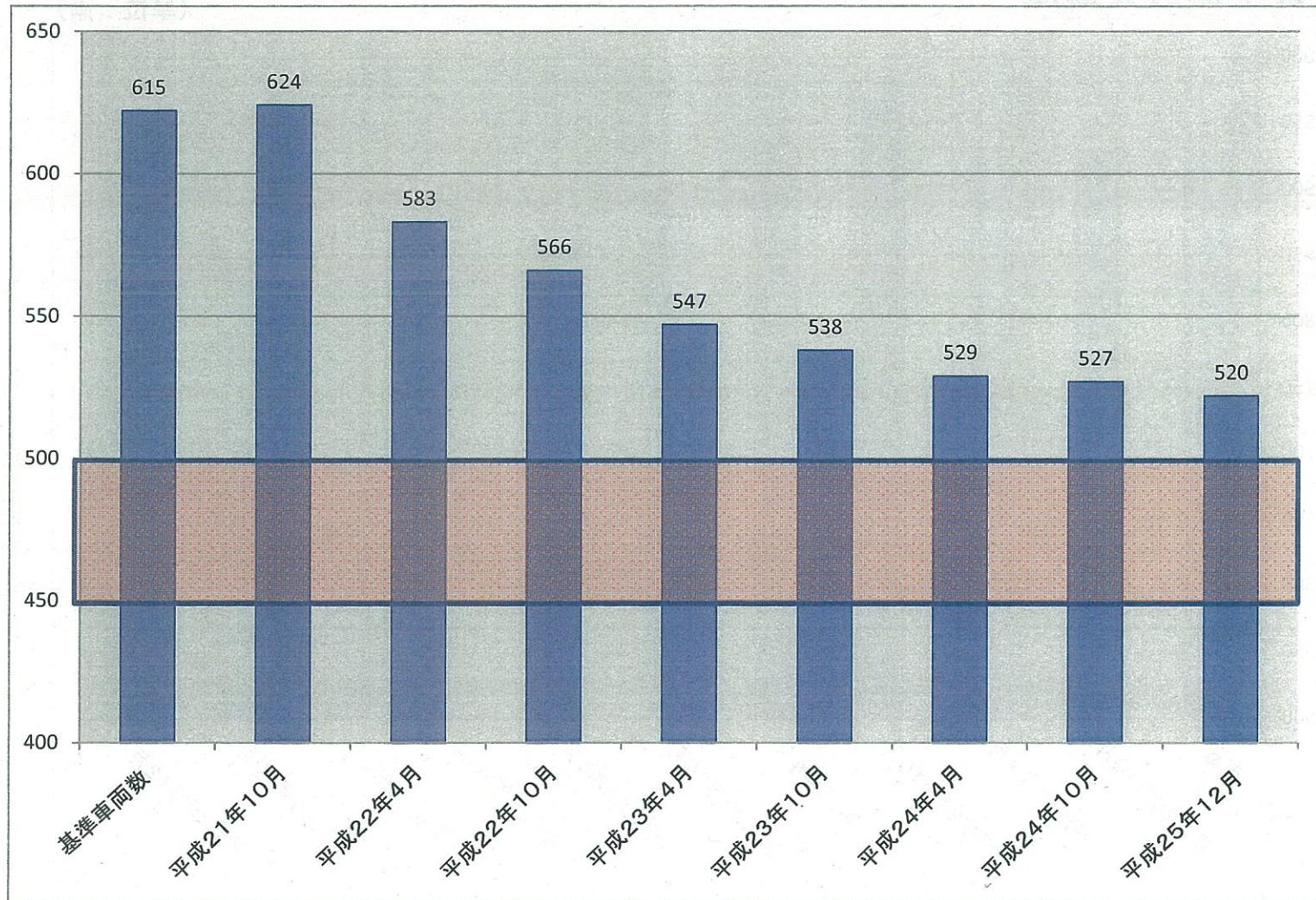
(単位：両)



事業再構築(減・休車)認定後の実施状況

●県南交通圏

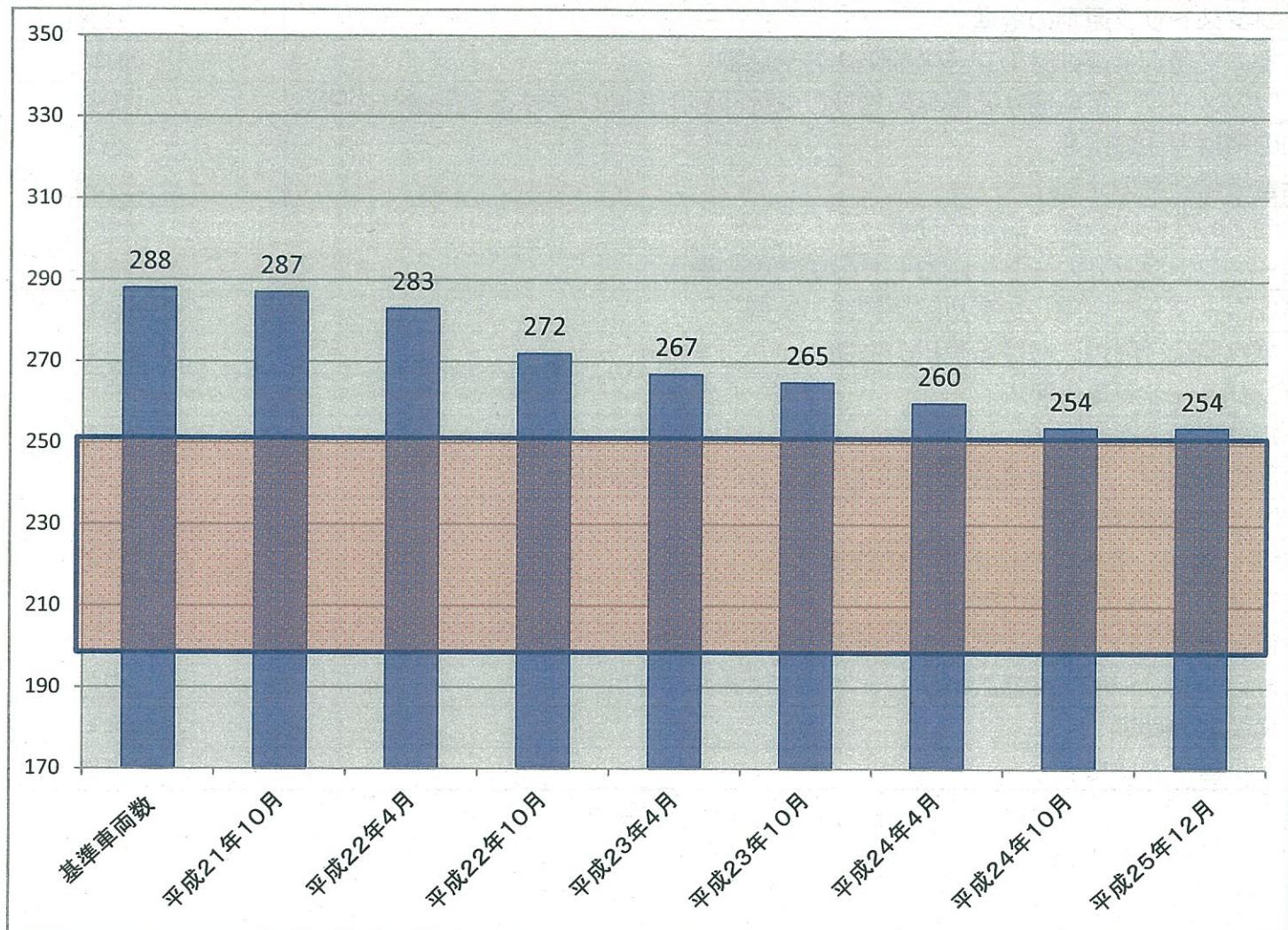
(単位：両)



事業再構築(減・休車)認定後の実施状況

● 塩那交通圏

(単位：両)



特定事業の項目ごとの認定状況(宇都宮交通圏:法人事業者)

特定事業計画	事業者数（重複あり）
アイドリングストップ運動の推進	28社
春・秋・冬の交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	14社
短距離、ワンメーターを歓迎する運転教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	9社
早朝予約の積極受注の推進	8社
優良運転者推薦制度の促進	7社
サービス向上のための教育・研修の充実	5社
電子マネー・クレジットカード・ICカードの決済器の導入	6社
ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施	6社
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	3社
アイドリングストップ車の導入	3社
アルコール検知器の導入	3社
交通安全運動期間中、「交通事故ゼロの日」キャンペーンの実施	3社
各社における地理教育の徹底	3社
GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組	3社
運輸安全マネジメントの講習の受講	3社
「危険歩行者思いやりコール運動」への協力	2社
車内における通訳サービス（通訳ボランティアによる）の提供	2社
安全運転講習会の受講	1社
こども110番への協力	1社

特定事業の項目ごとの認定状況(宇都宮交通圏:法人事業者)

特定事業計画	事業者数（重複あり）
地域の文化・産業と提携した特色のあるタクシーの運行	1社
営業用自動車事業所事故防止100日コンクール実施	1社
仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実	1社
運転免許返納運賃割引制度の推進及び広報活動	1社
防犯仕切版（大型）の導入	1社
ポスター、パンフレット、リーフレット等作成・配布	1社
チャイルドシートの導入	1社
防犯カメラの導入	1社

特定事業の項目ごとの認定状況(県南交通圏:法人事業者)

特定事業計画	事業者数（重複あり）
アイドリングストップ運動の推進	30社
春・秋・冬の交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	16社
優良運転者推薦制度の推進	10社
早朝予約の積極受注の推進	8社
各社における地理教育の徹底	8社
サービス向上のための教育・研修の充実	4社
ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施	4社
運転免許返納運賃割引制度の推進及び広報活動	4社
短距離、ワンメーターを歓迎する運転教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	2社
GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	2社
チャイルドシートの導入	2社
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守	2社
アルコール検知器の導入	1社
「危険歩行者思いやりコール運動」への協力	1社
交通安全運動期間中、「交通事故ゼロの日」キャンペーンの実施	1社
デジタルGPS-AVM機器導入とそれを活用した効率的配車	1社
接客サービス講習会の実施	1社
ポスター、パンフレット、リーフレット等作成・配布	1社
事業者におけるWEBサイトの開設	1社

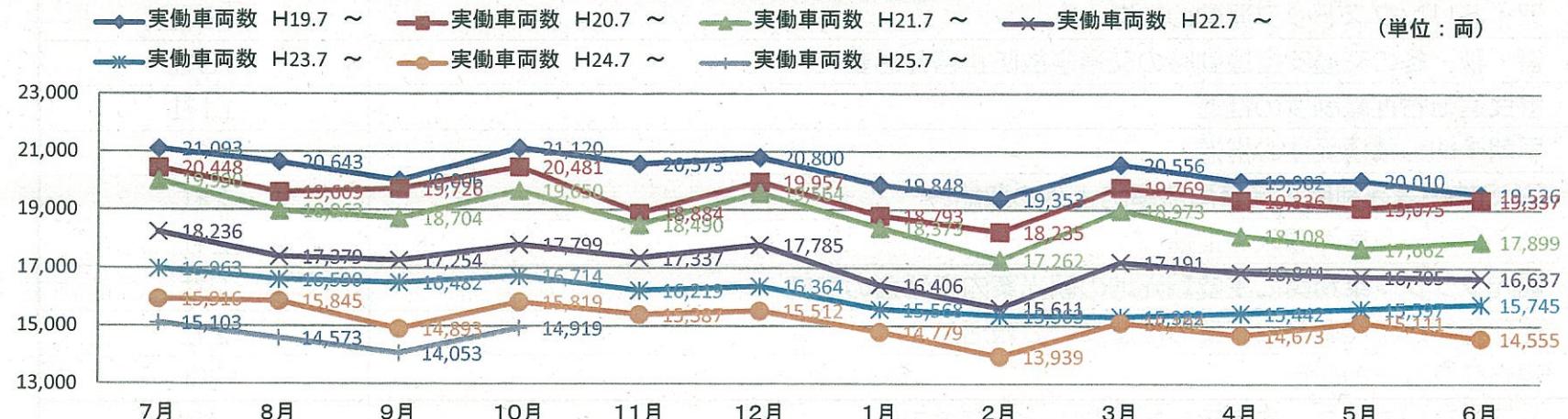
特定事業の項目ごとの認定状況(塩那交通圏:法人事業者)

特定事業計画	事業者数（重複あり）
アイドリングストップ運動の推進	18社
春・秋・冬の交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	13社
優良運転者推薦制度の推進	11社
早朝予約の積極受注の推進	6社
GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	2社
ハイグレード車の導入の推進	2社
観光タクシー乗務員に主要観光地の観光案内講習会の実施	2社
運転免許返納運賃割引制度の推進及び広報活動	2社
観光タクシーの運行	2社
ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施	2社
サービス向上のための教育・研修の充実	2社
防犯訓練の実施	1社

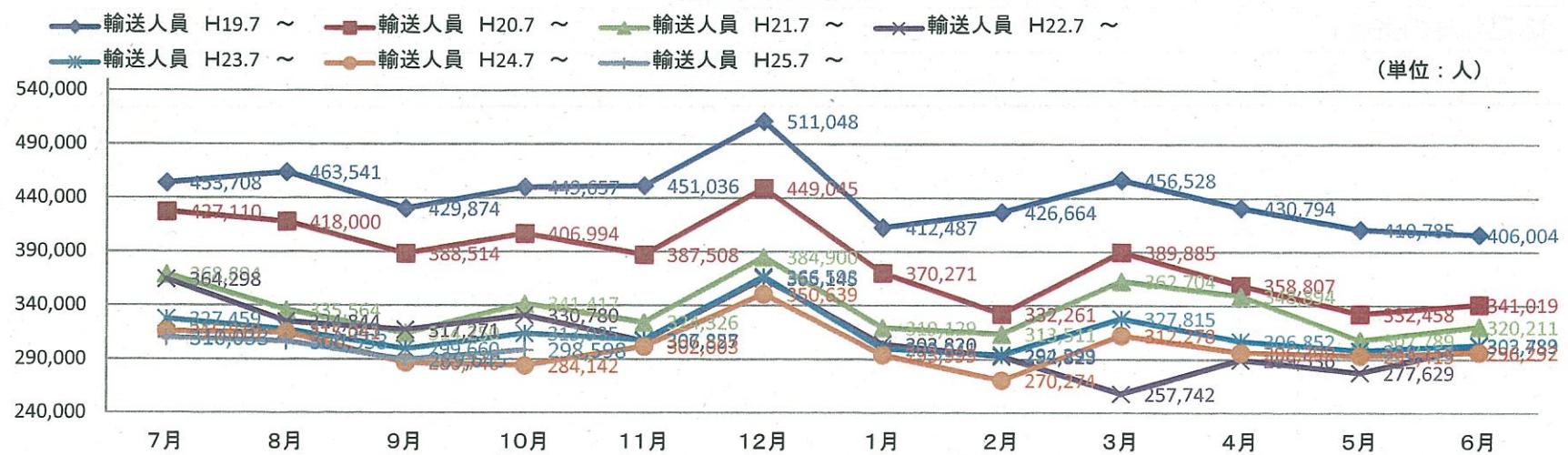
各指標の比較【宇都宮交通圏】

●宇都宮交通圏

延べ実働車両数の推移



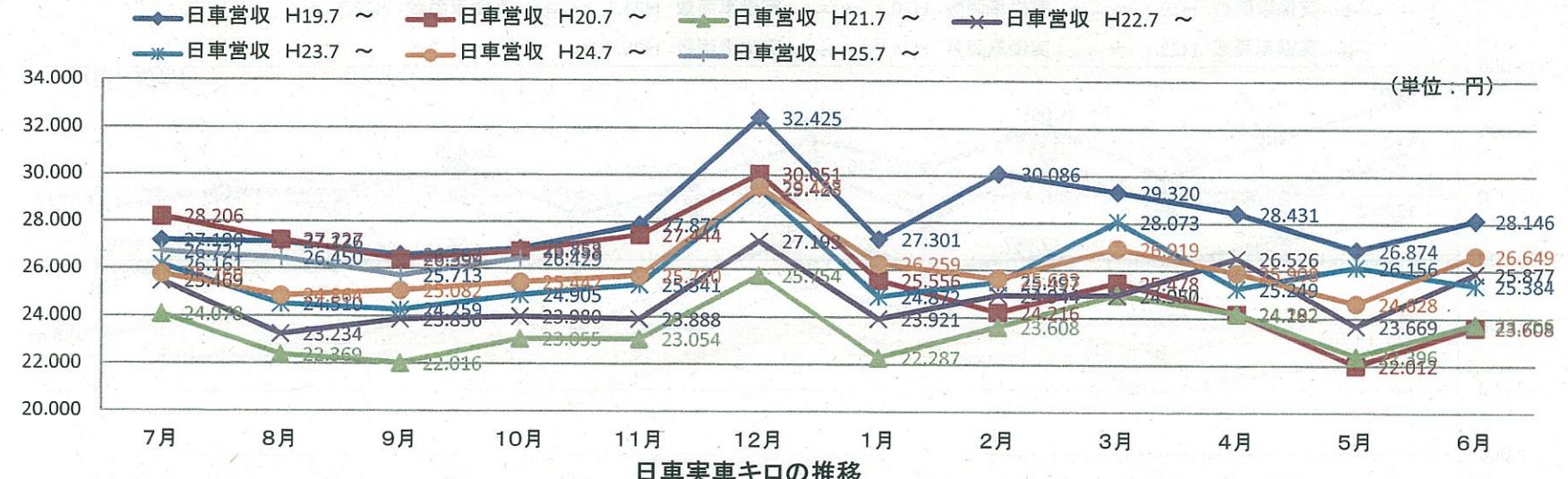
輸送人員の推移



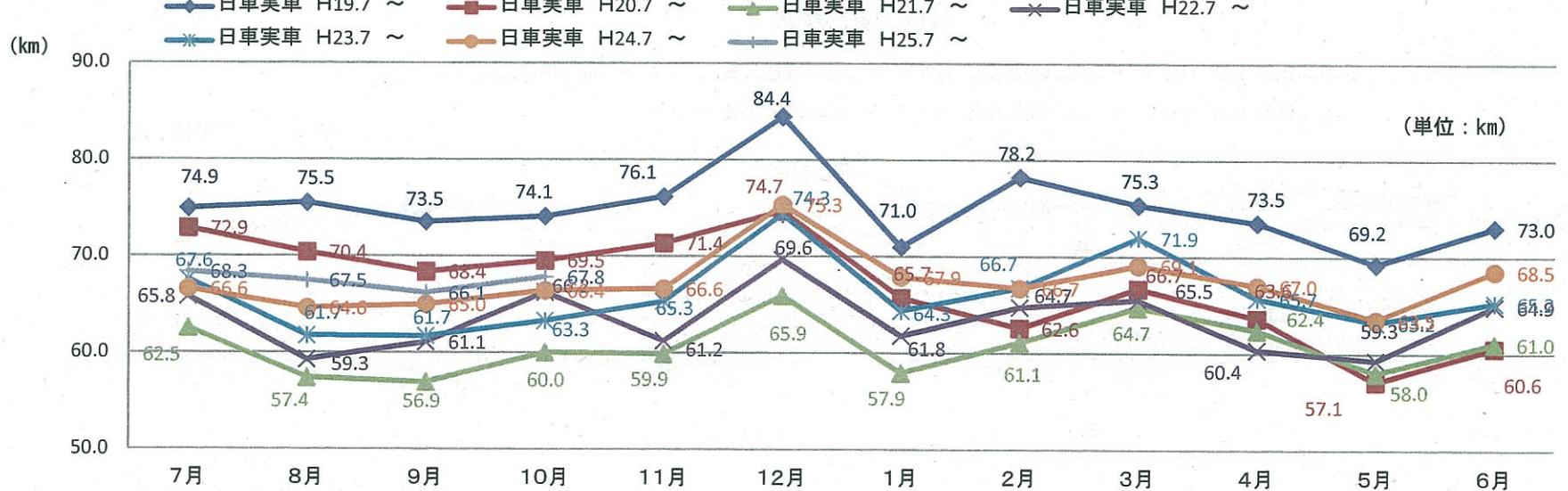
各指標の比較【宇都宮交通圏】

●宇都宮交通圏

日車営収の推移

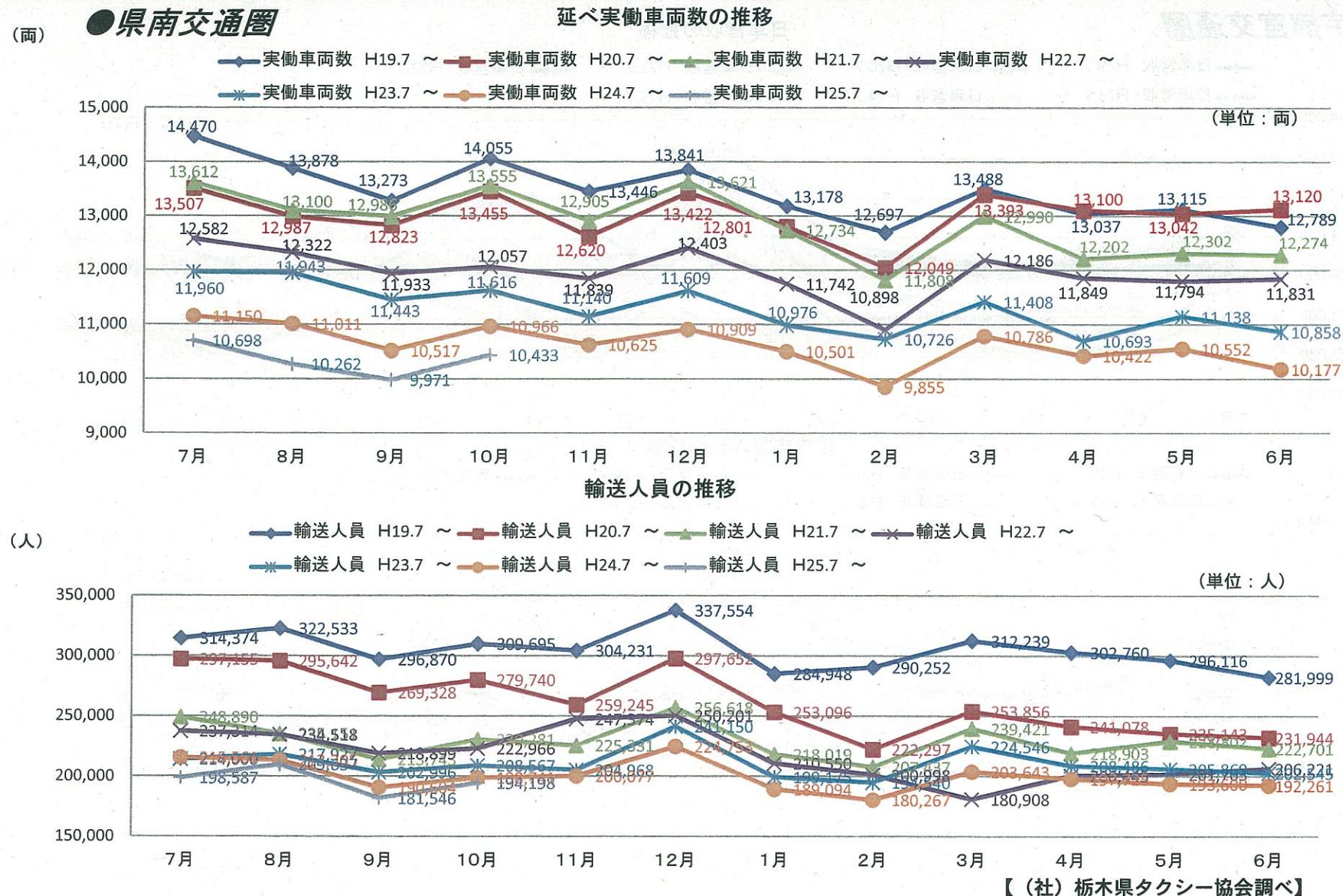


日車実車キロの推移



【(社) 栃木県タクシー協会調べ】

各指標の比較【県南交通圏】



【(社) 栃木県タクシー協会調べ】

各指標の比較【県南交通圏】

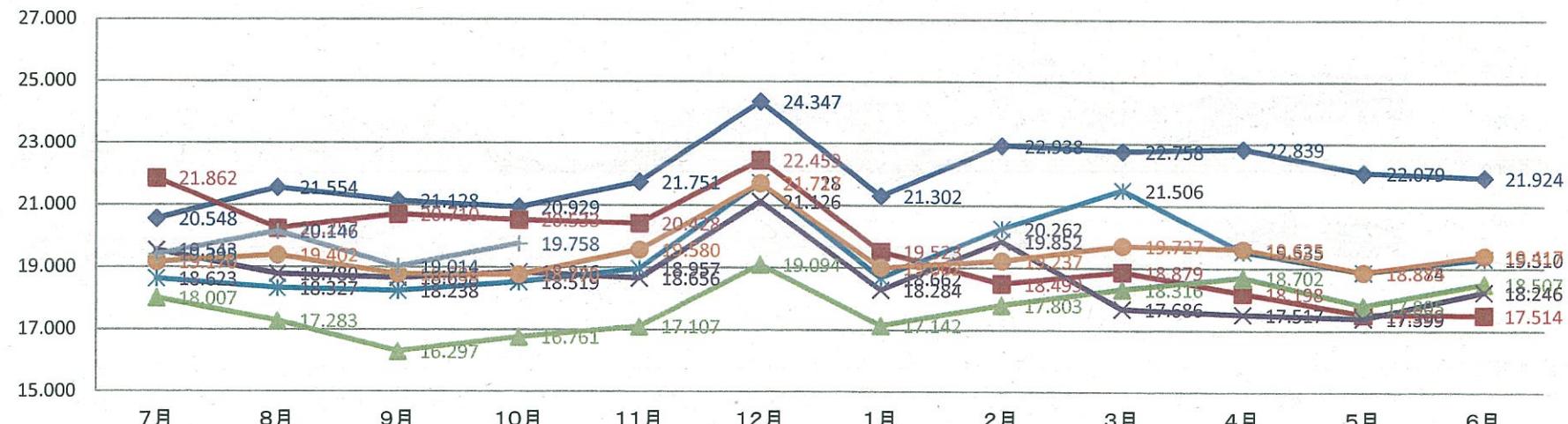
●県南交通圏

(円)

日車営収の推移

—●— 日車営収 H19.7 ~ —■— 日車営収 H20.7 ~ —▲— 日車営収 H21.7 ~
 —×— 日車営収 H22.7 ~ —*— 日車営収 H23.7 ~ —●— 日車営収 H24.7 ~ —— 日車営収 H25.7 ~

(単位：円)

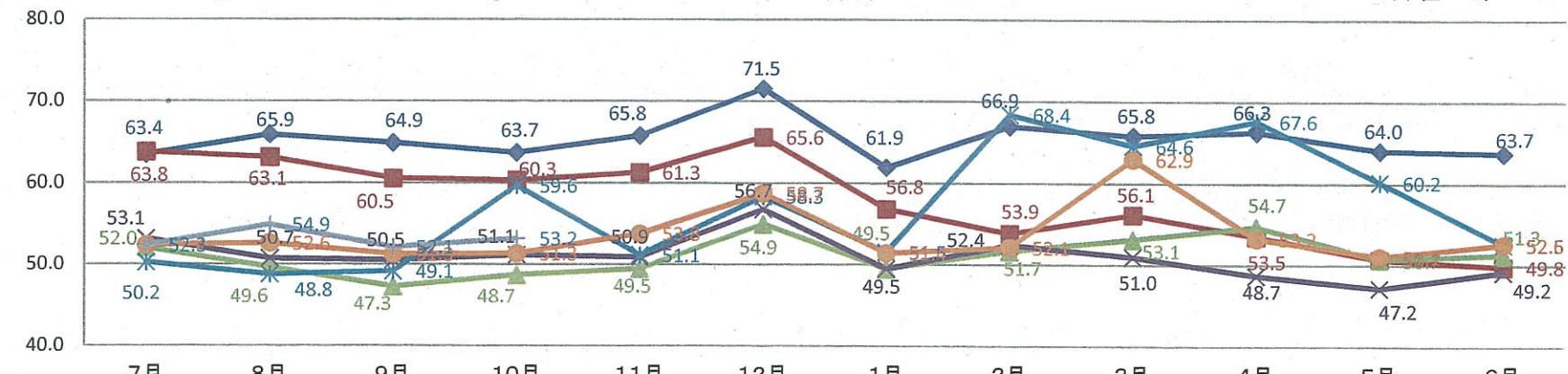


日車実車キロの推移

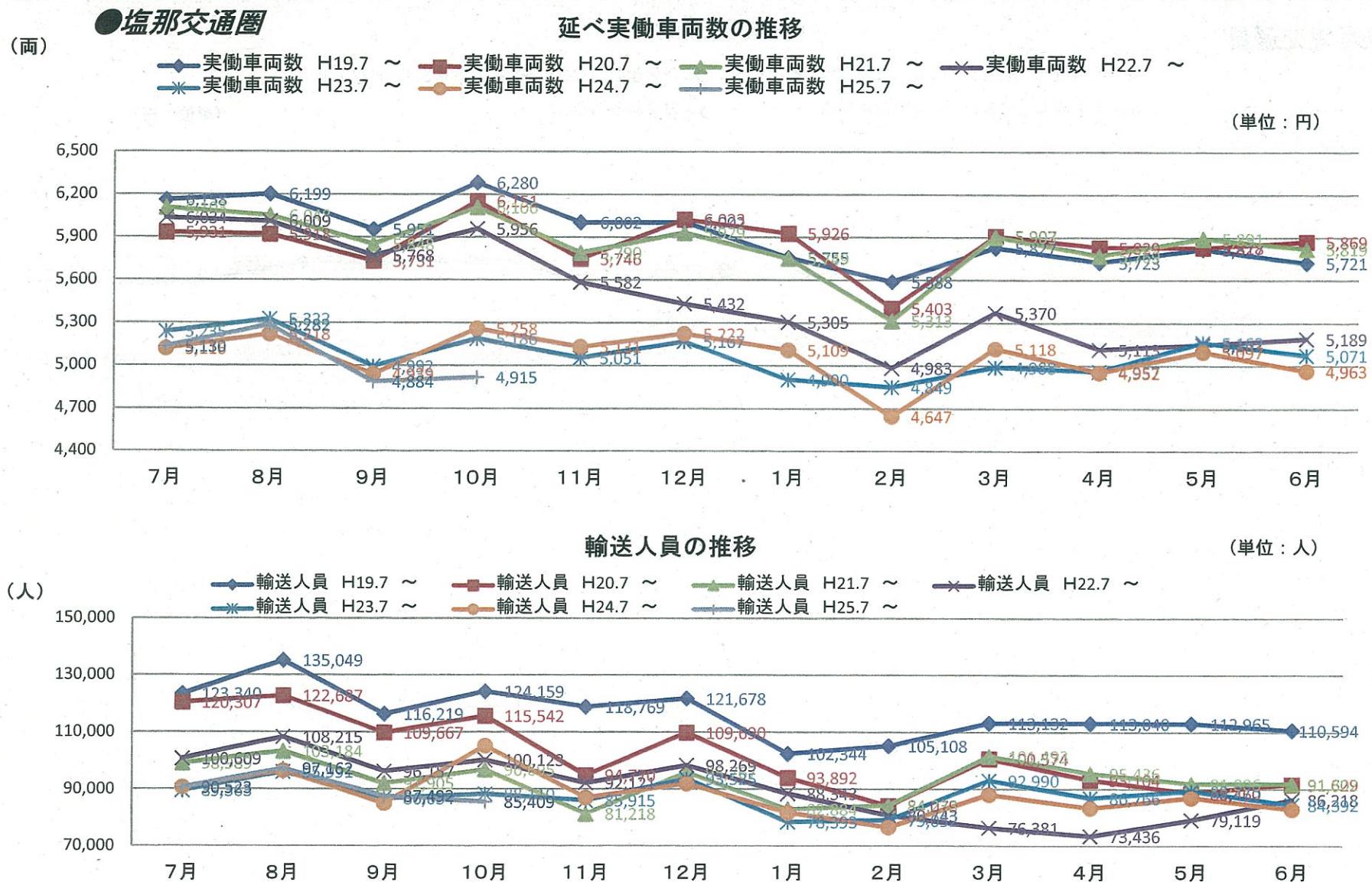
(km)

—●— 日車実車 H19.7 ~ —■— 日車実車 H20.7 ~ —▲— 日車実車 H21.7 ~
 —×— 日車実車 H22.7 ~ —*— 日車実車 H23.7 ~ —●— 日車実車 H24.7 ~ —— 日車実車 H25.7 ~

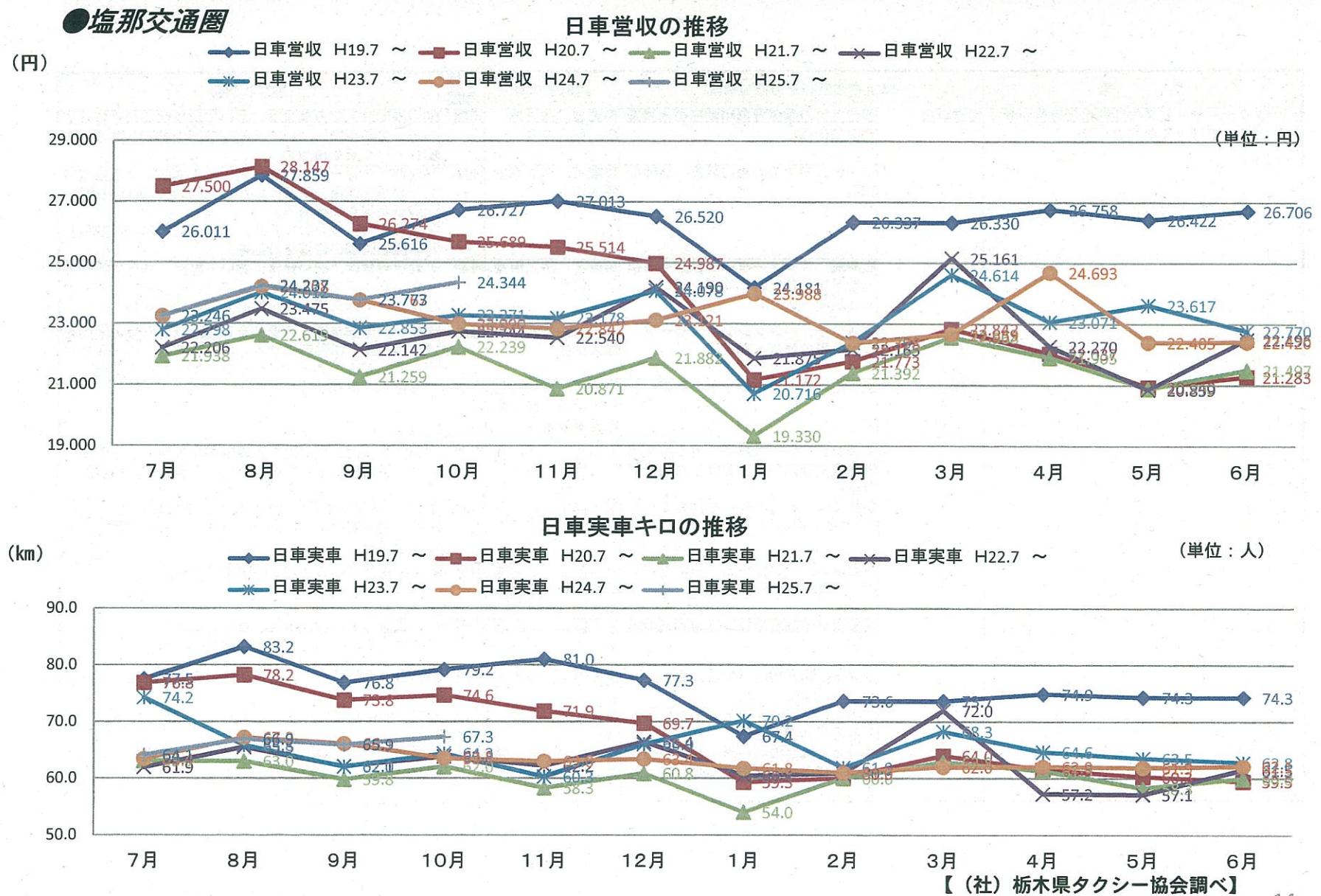
(単位：km)



各指標の比較【塩那交通圏】



各指標の比較【塩那交通圏】



タクシー協会(宇都宮交通圏:法人・個人)での取組状況

内 容	特定事業及びその他の事業	実施主体等	実施期間	進捗状況等
① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり	運転免許返納運賃割引制度の推進及び広報活動	事業者、法人協会、個人協会	短期	割引制度導入済み事業者については車体表示を行っている。広報活動については警察等関係機関と連携し実施していく事を検討中。
	サービス向上のための教育・研修の充実	事業者、法人協会、個人協会	短期	平成23年1月～3月の11日間、外部講師による接客マナー研修を開催。研修に参加した665名に乗務員教育受講証明書を発行済み。 平成23年9月～2月の10日間、20回、592名を実施平成24年度も同様の研修を計画中。
	短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	事業者、法人協会、個人協会	短期	運転者教育は上記の研修において実施。さらなる需要が見込まれる交通弱者を中心にPRを検討中。個人協会においては、研修会・例会等において実施。
	ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	事業者、法人協会、個人協会	短期	タクシーの安全性・利便性をご理解戴くための案内を作成検討中。高齢者にやさしい3S運動、ロードライダーとしての「スピードダウン推進運動」の実施
② その他事業	主要地にタクシー乗り場の新設	事業者、法人協会、個人協会、自治体、鉄道事業者	中期	利便性の高い乗り場を検討中。
	主要駅タクシー乗り場付近への案内表示板や概算料金を記載した掲示板の設置	事業者、法人協会、個人協会	短期	宇都宮駅では、平日昼間のみ誘導員を配置し対応している。目的に応じた概算料金の表示板作成は検討していく。
	条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会、個人協会	中期	事業者へWEBサイトの開設を促し、協会HPとリンクさせ、利用者のニーズにあったタクシーを検索できるよう検討中。
	主要駅構内タクシー乗り場に優良タクシー乗り場の設置・運営の検討	法人協会、自治体、運輸支局、鉄道事業者	中期	既に実施している他県を参考に計画中。
	事業者評価制度及び運転者評価制度の導入の検討	法人協会、個人協会	中期	既に実施している他県を参考に計画中。 個人協会においてはマスターズ制度に参加。
	車内遺失物情報提供するためのWEBサイトの構築	法人協会、個人協会	中期	協会HPを活用し、速やかに情報提供できるよう検討中。
	協会ホームページ相談コーナー等の苦情処理体制の充実	法人協会、個人協会	中期	現在、利用しているものを継続し、充実を図る。
	高齢者外出支援助成金、障害者のタクシー利用補助金等の公的支援の充実	法人協会、個人協会、自治体	中期	高齢者及び障害者の足としてタクシー利用の促進を関係機関に要望していく。

タクシー協会(宇都宮交通圏:法人・個人)での取組状況

内 容	特定事業及びその他の事業		実施主体等	実施期間	進捗状況等
② 安全性の維持向上	特定事業	春・秋・冬の交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	事業者、法人協会 個人協会	短期	主要駅頭等で啓発活動を実施している。また、ポスター、垂れ幕を掲示し周知を図っている。
		交通安全運動期間中、「交通事故ゼロの日」キャンペーンの開催	事業者、法人協会 個人協会	短期	主要駅頭等で啓発活動を実施している。また、ポスター、垂れ幕を掲示し周知を図っている。
		営業用自動車事業所事故防止100日コンクールの実施	事業者、法人協会 運輸支局、警察	短期	警察と連携し引き続き実施していく。
		優良ドライバーに対する表彰制度の導入	事業者、法人協会 個人協会	短期	協会長表彰、運輸局関係の表彰制度は継続する。また接客優良ドライバーなど意識向上に繋がる表彰も検討している。個人協会ではマスターズ制度に参加。
	その他 の事業	他団体（自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体）と連携し会った事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	中期	栃木県警主催の交通安全運動等に連携して交通事故防止を検討中。
③ 環境問題への貢献	その他 の事業	公共施設前における低公害車専用乗り場設置等低公害車タクシー普及促進対策に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	中期	県内各所へ低公害車両専用乗り場設置に向け今後検討していく予定。 EVタクシーの導入
④ 交通問題、都市問題の改善	特定事業	繁華街、駅等においての街頭指導の推進	事業者、法人協会 個人協会	短期	協会の指導委員会を中心に街頭指導の実施をしていく。 利用者の利便性を考慮し、必要に応じてタクシー乗り場の新設も検討していく。
		タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、法人協会 個人協会	短期 中期	交通安全運動キャンペーン時に合わせて主な駅構内の清掃活動を行っている。
	その他 の事業	タクシー駐車問題検討会の設置	事業者、法人協会 個人協会、自治体 運輸支局	短期 中期	タクシー駐車問題について関係機関と今後検討していく。
		ショットガン方式導入の検討	事業者、法人協会 個人協会、自治体 警察、鉄道事業者	短期 中期	宇都宮駅東口で実施している。新たな導入については必要に応じて検討していく。
		タクシープールの整備	事業者、法人協会 個人協会、自治体 警察、鉄道事業者	短期 中期	周辺道路の状況に応じて必要があれば検討。

タクシー協会(宇都宮交通圏:法人・個人)での取組状況

内 容	特定事業及びその他の事業		実施主体等	実施期間	進捗状況等
(5) 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上	その他 の事業	主要駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、鉄道事業者	短期	現在も誘導案内表示はあるが、利用状況に応じて検討していく。宇都宮駅では、平日昼間のみ誘導員を配置している。
		都市計画・交通における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進	法人協会等、運輸支局	中期	デマンドタクシーの発展と合わせて検討していく。
(8) タクシー運転者の労働条件改善の改善・向上	その他 の事業	食事・休憩可能な提携施設等の確保	法人協会等	中期	今後、施設等の確保を検討する。
(9) 事業経営の活性化・効率化	その他 の事業	ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会等	中期	タクシー車内に「お客様の声」をお伺いするハガキを置く。 HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討中。

タクシー協会(県南・塩那交通圏:法人)での取組状況

内 容	特定事業及びその他の事業	実施主体等	実施期間	進捗状況等
① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり	特定事業 運転免許返納運賃割引制度の推進及事業者、法人協会 び広報活動	事業者、法人協会	短期	割引制度導入済み事業者については車体表示を行っている。広報活動については警察等関係機関と連携し実施していく事を検討中。
	サービス向上のための教育・研修の充実 事業者、法人協会	事業者、法人協会	短期	平成23年1月～3月の11日間、外部講師による接客マナー研修を開催。研修に参加した665名に乗務員教育受講証明書を発行済み。平成23年度も同様の研修を計画中。
	短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	事業者、法人協会	短期	運転者教育は上記の研修において実施。さらなる需要が見込まれる交通弱者を中心にPRを検討中。
	ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	事業者、法人協会	短期	タクシーの安全性・利便性をご理解戴くための案内を作成検討中。
	その他 の事業 主要地にタクシー乗り場の新設	事業者、法人協会、自治体、鉄道事業者	中期	利便性の高い乗り場を検討中。
	主要駅タクシー乗り場付近への案内表示板や概算料金を記載した掲示板の設置	事業者、法人協会	短期	目的地に応じた概算料金の表示板作成は検討していく
	条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会、WEBサイト	中期	事業者へWEBサイトの開設を促し、協会HPとリンクさせ、利用者のニーズにあったタクシーを検索できるよう検討中。
	主要駅構内タクシー乗り場に優良タクシー乗り場の設置・運営の検討	法人協会、自治体運輸支局、鉄道事業者	中期	既に実施している他県を参考に計画中。
	事業者評価制度及び運転者評価制度の導入の検討	法人協会、	中期	既に実施している他県を参考に計画中。
	車内遺失物情報提供するためのWEBサイトの構築	法人協会、	中期	協会HPを活用し、速やかに情報提供できるよう検討中。
	協会ホームページ相談コーナー等の苦情処理体制の充実	法人協会、	中期	現在、利用しているものを継続し、充実を図る。
	高齢者外出支援助成金、障害者のタクシー利用補助金等の公的支援の充実	法人協会、自治体運輸支局	中期	高齢者及び障害者の足としてタクシー利用の促進を開係機関に要望していく。

タクシー協会(県南・塩那交通圏:法人)での取組状況

内 容	特定事業及びその他の事業		実施主体等	実施期間	進捗状況等
② 安全性の維持向上	特定事業	春・秋・冬の交通安全運動時の交通事業者、法人協会 事故防止啓発活動		短期	主要駅頭等で啓発活動を実施している。また、ポスター、垂れ幕を掲示し周知を図っている。
		交通安全運動期間中、「交通事故ゼ事業者、法人協会 口の日」キャンペーンの開催		短期	主要駅頭等で啓発活動を実施している。また、ポスター、垂れ幕を掲示し周知を図っている。
		優良ドライバーに対する表彰制度の事業者、法人協会 導入		短期	協会長表彰、運輸局関係の表彰制度は継続する。また接客優良ドライバーなど意識向上に繋がる表彰も検討している。
	その他 の事業	他団体（自動車関連団体、二輪車関連法人協会等、 連団体、自転車関連団体）と連携し た事故防止活動の実施		中期	栃木県警主催の交通安全運動等に連携して交通事故防 止を検討中。
③ 総合交通ネットワークの一員としての機 能の向上	その他 の事業	営業用自動車事業所事故防止100事業者、法人協会 日コンクールの実施	運輸支局、警察	短期	警察と連携し引き続き実施していく。
		主要駅等におけるタクシー乗り場へ法人協会、鉄道事 業者の誘導案内表示の充実	法人協会、鉄道事 業者	短期	現在も誘導案内表示はあるが、利用状況に応じて検討 していく。宇都宮駅では、平日昼間のみ誘導員を配置 している。
④ 観光立国実現に向けての取組み	その他 の事業	都市計画・交通における公共交通機関法人協会等、運輸 としてのタクシーの役割の位置づけ に関する自治体との協議の推進	法人協会等、運輸 支局	中期	デマンドタクシーの発展と合わせて検討していく。
		外国語会話集（指差しシート）の作事業者、法人協会 成、携行と車体表示		短期	平成22年12月 協会会員110社に作成・配布済み
⑤ タクシー運転者の労働条件改善の改善・ 向上	その他 の事業	食事・休憩可能な提携施設等の確保	法人協会等	中期	今後、施設等の確保を検討する。
⑥ 事業経営の活性化・効率化	その他 の事業	ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会等	中期	タクシー車内に「お客様の声」をお伺いするハガキを 置く。HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要 望を把握するための手段を検討中。
		協会ホームページ相談コーナー等の法人協会 苦情処理体制の充実		中期	現在、利用しているものを継続し、充実を図る。
		高齢者外出支援助成金、障害者のタ クシー利用補助金等の公的支援の充 実	法人協会、自治体 運輸支局	中期	高齢者及び障害者の足としてタクシー利用の促進を関 係機関に要望していく。

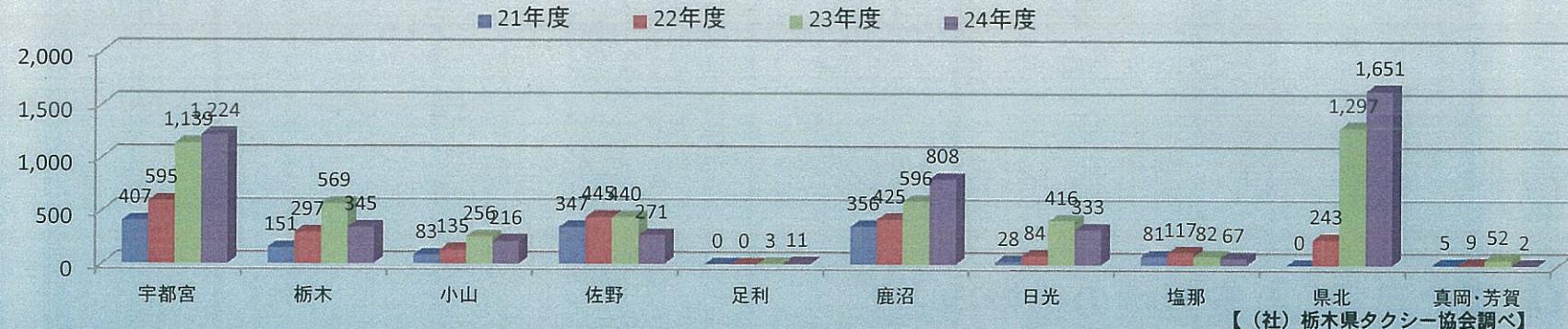
地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

運転免許返納割引制度

運転免許証返納は、警察庁が高齢者の事故防止の観点から、運転技術の衰えなどを自覚した運転者に自主的に運転免許を返納するよう呼びかける施策であり、そのインセンティブとして様々な割引等の導入を求める警察からの呼びかけに応じて、タクシー事業者が設定したタクシー運賃の割引制度です。

返納者には「運転経歴証明書」が発行され、タクシー利用時にその証明書の提示により、1割引とするものです。



UDタクシー導入

【ユニバーサルタクシーの導入】 UDタクシーとは

健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）のタクシー車両であって、流し営業などの通常のタクシー営業に用いるもの。

※国による補助金あり
・導入台数10台



【UDタクシーマーク】

乗務員等の研修

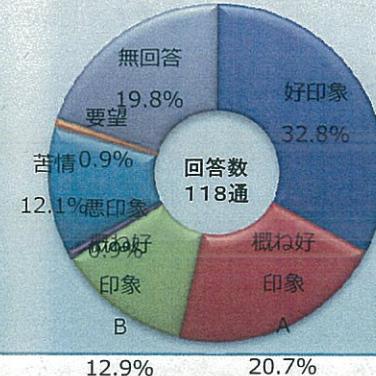
1. タクシー乗務員接客応対研修 33回1567名受講
2. ホスピタリティ研修【CSニキ様ご満足研修】 6回851名受講
3. 緊急交通事故抑止事業者大会 73社91名
4. タクシードライバーの交通事故防止講習会 130社168名
5. 個人タクシー接客マナーブレコンテスト
6. ユニバーサルドライバー研修 21回68名
7. 健康とコミュニケーションアップ研修21回618名
8. 不当請求者（クレーマー）対応講習 39者55名

地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標[① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり]

〔顧客満足度調査〕

平成25年1月～12月の集計結果



回答数
118通

好印象	1. 家族3人でバードウォッチングに行った際、とても感じがよく、荷物を載せるときも話しかけてくれた。 2. 女性の運転手さんでしたが、駅までの途中車を止めてもらいながら、いろいろ観光しながら行きました。 また、この運転手さんの車に乗りたい。 3. わからない事を事務所に確認してくれたり、気遣いがとても気持ちよかったです。 4. いつも気持ちのよい会話をしてくれて、ゆったりとした気分で乗車させてもらっている。
悪印象	1. 駅ロータリーに入ったとたん、クラクションを鳴らされ続け、車もピタ付けされた。 2. 葬儀場の場所を地図で示したら、住所を言ってくれと言われた。
苦情	1. 車内がたばこ臭くて気分が悪くなかった。禁煙車と書いてあるのに。

概ね好印象 A 評価は高く領収書の発行や忘れ物の注意もきちんと行われていた
概ね好印象 B 評価は高いが領収書の発行もしくは忘れ物の注意が行われていなかった

地域計画の目標[② 安全性の維持向上]

〔ドラレコを活用した事故防止対策の実施〕

- ドライブレコーダーの導入により運転者の安全意識の向上、事故抑止効果、安全教育に活用することができる。

各地導入状況

交通圏	塩那	宇都宮	県南
事業者数	4	18	12
装着車両数	16	207	91

事故防止研修会

- ・平成25年9月12日
- ・「タクシーの事故低減に向けて」
- ・栃木県警事故対策係 巡谷様 栃木運輸支局 輸送監査担当
- ・「運転者の健康管理の重要性等について」
- ・濁協医科大学 一杉准教授

地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標② 安全性の維持向上】

アルコール検知器の義務化

○運転者の飲酒運転を根絶するため、平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用することなどが義務化。



栃木県内タクシー事故発生件数

単位：件数

	平成21年	平成22年	平成23年	増減率（H21年比）
発生件数	136	103	84	61.8%
死者数	0	1	1	100%
負傷者数	172	117	105	61.0%

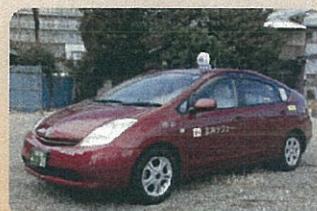
【栃木県警察本部資料 抜粋】

地域計画の目標③ 環境問題への貢献 ④ 交通問題・都市問題の改善】

低公害車の導入

○大気汚染物質の排出が少なく環境への負担が少ない自動車
※国による補助制度あり

ハイブリッドタクシー



8社29両導入

EVタクシー



1社2両導入

タクシー乗り場の改修

JR雀宮駅

JR宇都宮駅西口

【西口】

【東口】



地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標⑥ 観光立国実現に向けての取組み】

指差し外国語シート

【指差し外国語シート】
※4カ国語で主要な場所への案内が可能



車両ステッカー



茨城空港への定額運賃

【パンフレット】



平成22年3月茨城空港が開港し、現在、国内線として神戸、札幌（新千歳）、国際線として上海の3路線が就航しています
(7/1より茨城ー那覇線季節定期便就航) 茨城空港と宇都宮交通圏における定額運賃を平成23年10月から実施しています。

駅から観タクン

【パンフレット】

(表)

(裏)



日光・那須塩原・黒磯地区

【パンフレット】

(表)

(裏)



那須烏山地区

個人タクシーの宇都宮交通圏観光ルート

1. 宇都宮市内Aコース
《大谷観音外》【5時間】
2. 宇都宮市内Bコース
《市街地中心部》【2時間半】
3. 鹿沼市内古峯原コース
《古峯神社外》4時間半コース】

法人タクシーの宇都宮交通圏観光ルート

1. 宇都宮市内観光A-1コース
《大谷観音外 (旧篠原家住宅経由)》
【5時間】
2. 宇都宮市内観光A-2コース
《大谷観音外 (栃木県庁経由)》
【5時間】
3. 宇都宮市内観光Bコース
《大谷観音外》【3時間コース】

地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標⑦ 防災・防犯対策への貢献

栃木県タクシー協会及び栃木県個人タクシー協会と栃木県警察本部は『地域安全パトロール活動』等に関する覚書締結（平成24年5月22日付）

【目的】

地域安全に関する活動を推進することにより、各種犯罪や交通事故の発生を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる栃木県の実現を目指す。

●ドライブレコーダー情報の提供



●車内ステッカー



●下野新聞H23.5.23抜粋



タクシーこども110番

県内では「こども110番」に協力している事業者は18社209台になります。



栃木県タクシー協会及び栃木県個人タクシー協会と栃木県警察本部は『地域安全パトロール活動』の一環として「こども110番」を各地域にて実施している。子どもを犯罪者から守るため、地域の店舗だけでなくタクシーも駆け込み場所として登録してある。なお、車体シールの大きさは9cm×9cmでステッカー掲示の期間は定められていないので、一度貼ったステッカーは車両の入れ替えをするまで貼ったままの状態である。以後新車両にはステッカーは順次貼っていくこととする。

地域計画の目標ごとの達成状況

地域計画の目標[⑧ タクシー運転者の労働条件の改善・向上 ⑨ 事業経営の活性化・効率化]

タクシー乗務員の給与等の推移

年	県内タクシー運転者 (男性) 平均年間給与額	20年比指数	県内全産業労働者 (男性) 平均年間給与額	20年比 指数	全産業労働者 との給与比率
平成20年	2,964千円	100.0%	5,409千円	100.0%	52%
平成21年	2,255千円	76.1%	5,112千円	94.5%	44%
平成22年	2,698千円	91.0%	5,031千円	93.0%	49%
平成23年	2,791千円	94.1%	5,096千円	94.1%	54%

【厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」 拠粹】

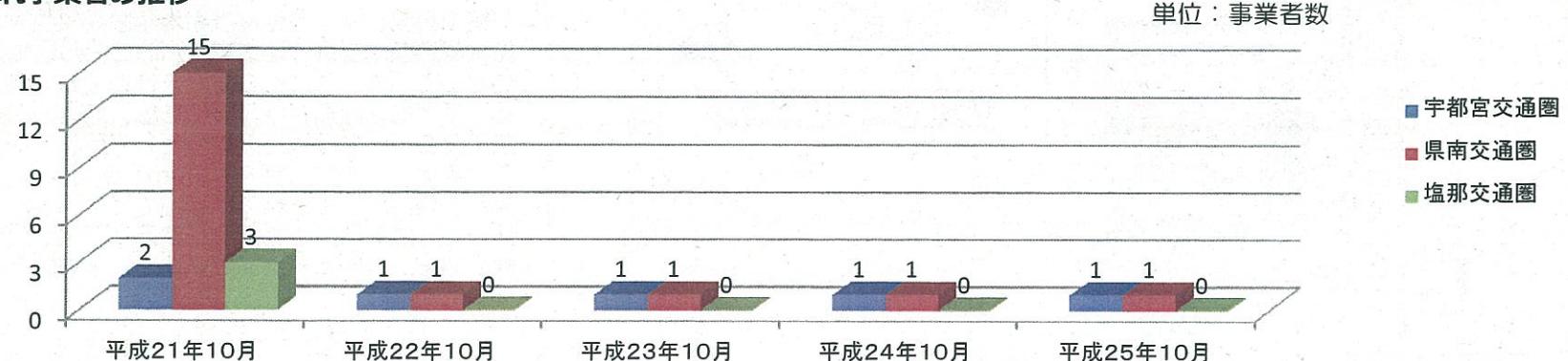
タクシー乗務員数及び平均年齢の推移

年度	乗務員数	19年度末比指数	平均年齢
平成19年度末	2,816人	100.0%	58.7才
平成20年度末	2,809人	99.8%	59.0才
平成21年度末	2,706人	96.1%	59.6才
平成22年度末	2,622人	93.1%	59.9才
平成23年度末	2,502人	88.8%	60.4才
平成24年度末	2,393人	85.0%	60.9才

【(社) 栃木県タクシー協会調べ】

地域計画の目標[⑩過度な運賃競争への対策]

下限割れ事業者の推移



4年間の取組みの総括

- 以上のとおり、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、タクシー事業者は、本地域計画地基づく特定事業等の実施及びこれと相まって行う供給輸送力の削減（事業再構築）取り組んできた。
- また、事業者団体及び関係者によって、各施策が実施され、タクシーが抱える諸問題の解決に向け一定の進捗が図られた。
- 適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離については、各地域とも基準車両数より8.8～15.4%の減車率となっており、相当程度の乖離の減少が認められている。
- しかしながら、こうした取組みによっても経営基盤や労働条件の十分な改善はされていない。タクシーが公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう引き続き取組みを推進していくことが求められており、平成24年9月28日付で特定地域の指定を再度受けた。
- 平成26年1月27日付けで準特定地域にみなされ、平成26年2月24日に第1回準特定地域協議会を開催。

